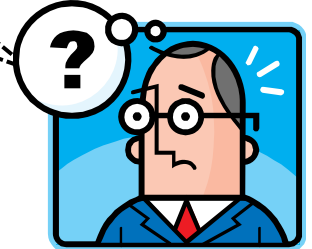


下請法クイズ



前回のクイズで少し分かったけど、細かいことは良く分からないなあ・・・。

じゃあ第2回下請法クイズにもチャレンジしてみてね！
第2回も、ステップ1（下請法の適用範囲）、ステップ2（親事業者の義務）、ステップ3（親事業者の禁止事項）に分かれているよ！



【ステップ1】次の取引のうち、下請法の適用があるものには○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1：A社（資本金3億5000万円）は、自社の工場で使用する機械を自社では製造を行っていないため、B社（資本金2000万円）に製造を委託した。
- 2：C社（資本金5000万円）は、他社から請け負った機械の修理のうち、自社では行っていない一部の修理について、D社（資本金800万円）に委託した。
- 3：E社（資本金1億円）は、他社から請け負ったプログラムの作成をF社（資本金5000万円）に委託した。
- 4：G社（資本金1億円）は、自社が製造販売する製品の梱包作業（G社のロゴが入った化粧箱の製造も含む）及び運送をH社（資本金1000万円）に委託した。

【ステップ2】次の親事業者の行為のうち、下請法に照らして問題とならない行為には○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1：発注時に、発注書面の交付に代えて、下請事業者から注文請書を提出させた。
- 2：電話で発注した数日後に、発注書面を交付した。
- 3：当社は、下請代金の支払に当たり、毎月末日納品締切・翌月20日支払（現金振込）の支払制度を採っているが、受入検査（最長5日間）に合格した日を納品日（受領日）としている。

【ステップ3】次の親事業者の行為のうち、下請法に照らして問題とならない行為には○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1：下請代金の支払制度を毎月末日納品締切、翌月末日支払（現金振込）としているところ、下請代金の支払日が金融機関の休業日となる5連休の初日に当たるが、支払日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日に支払うことについて、あらかじめ下請事業者と書面で合意していたので、5連休明けに順延して支払った。
- 2：100個の発注に対して、下請事業者の判断で120個生産して、120個納品してきたため、20個については受領を拒否した。
- 3：当社が所有する金型を下請事業者に預けて、部品の製造を委託していたところ、部品の製造委託を終えた後も、金型を無償で保管させている。
- 4：繊維製品の製造を委託している下請事業者に対して、下請代金を回し手形（手形交付日から満期日までの期間110日）で支払った。

<回答と解説>

【ステップ1】の回答：1→×，2→○，3→×，4→○

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を「取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）」と「取引当事者の資本金の区分」の両面から定めており、この2つの条件を満たすと下請法が適用されます。

- 1：「×」 自ら使用する物品（自社の工場で使用する機械等）の製造を業として行っている事業者が、他の事業者によるその製造を委託する場合には「製造委託」に当たります。しかし、設問のように、A社は、委託する機械の製造を自社では行っていないので、「製造委託」には当たらず、下請法の適用対象とはなりません。
- 2：「○」 物品の修理を業として請け負っている事業者がその物品の修理を他の事業者へ委託することは、「修理委託」として、下請法の適用対象となりますので、設問のように、自社では行っていない修理であっても、他社から業として請け負っている場合には、それを委託することは「修理委託」に当たります。また、「修理委託」では、委託先の資本金が1000万円以下の場合、委託元の資本金が1000万円を超えていれば、下請法の適用対象となります。
- 3：「×」 情報成果物（プログラム、設計図等）の作成を業として請け負っている事業者が、他の事業者によるその作成を委託する場合には「情報成果物作成委託」として下請法の適用対象となります。「プログラム」の作成委託においては、委託先の資本金が1000万円超3億円以下の場合、委託元の資本金が3億円を超えていれば下請法の適用対象となりますが、設問のように委託元が1億円であれば、下請法の適用対象とはなりません。
- 4：「○」 役務の提供を業として行っている事業者が、その全部又は一部を他の事業者へ委託することは「役務提供委託」に当たりますが、設問のように委託元が自ら利用する役務（梱包作業及び運送）の委託は、「役務提供委託」には該当せず、下請法の適用対象とはなりません。一方で、製品と一体となって販売される箱について、仕様等を指定して製造させる場合には「製造委託」に当たりますので、G社のロゴが入った化粧箱の製造委託のみが、下請法の適用対象となります。また、「製造委託」では、委託先の資本金が1000万円以下の場合、委託元の資本金が1000万円を超えていれば、下請法の適用対象となります。

【ステップ2】の回答：1→×，2→×，3→○

- 1：「×」 親事業者は発注に際して必要記載事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければなりませんので、下請事業者に注文書書を提出させただけでは、書面を交付したとは言えず、「書面の交付義務」（下請法第3条第1項）の規定に違反します。
- 2：「×」 親事業者は下請事業者に対して発注をした場合は、「直ちに」必要記載事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければなりませんので、発注日から数日経過してから発注書面を交付することは「直ちに」交付したことにならないので、「書面の交付義務」（下請法第3条第1項）の規定に違反します。
- 3：「○」 親事業者は、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定める義務があります（下請法第2条の2）。設問では、検査合格日を基準とした支払制度としていますが、検査期間も考慮して、物品等を受領した日から起算して60日以内の期間内で、下請代金の支払期日を定めていますので、問題ありません。

【ステップ3】の回答：1→×，2→○，3→×，4→×

- 1：「×」 下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、①順延する期間が2日以内であり、かつ、②親事業者と下請事業者との間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ合意・書面化されているときには、結果として受領から60日（2か月）を超えて下請代金が支払われても、「下請代金の支払遅延の禁止」（下請法第4条第1項第2号）の規定に違反しませんが、設問のように、2日を超えて順延したことにより、順延後の支払期日が受領から60日を超えて下請代金が支払われた場合には、違反となります。
- 2：「○」 下請事業者の責任により、注文と異なるものが納品されてきた場合に、その受領を拒否することは、「受領拒否の禁止」（下請法第4条第1項第1号）の規定に違反しません。なお、発注後に、親事業者の都合で発注量を減らして、減らした分を受領しないことは、当該規定に違反します。
- 3：「×」 親事業者が下請事業者に対して、自己のために金銭等の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することは、「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」（下請法第4条第2項第3号）の規定に違反します。親事業者が、製造の委託が終了した部品の金型を、下請事業者に無償で保管させ続けることは、下請事業者の利益を不当に害しているため、当該規定に違反します。
- 4：「×」 下請代金の支払を手形で行う場合、繊維製品については手形期間90日、繊維製品以外については手形期間120日を超える手形を交付することは、「割引困難な手形の交付の禁止」（下請法第4条第2項第2号）の規定に違反するおそれがあります。設問においては、繊維製品であるため、手形期間110日の回し手形を交付することは、当該規定に違反するおそれがあります。



公正取引委員会では、下請法に関するパンフレットやテキストの作成や講習会の開催もしています。また、下請法に関する相談も受け付けていますので、いつでも下記の連絡先までお問い合わせください。



公正取引委員会事務局中部事務所 下請課
電話 052-961-9424 (直通) FAX 052-971-5003
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>